

月報私学

6 2010
VOL.150

日本私立学校振興・共済事業団広報



伝統を物語る神戸女学院大学のキャンパス
写真提供：学校法人 神戸女学院（兵庫県西宮市）

CONTENTS

- 平成22年度 私学事業団の事業計画と予算…………… 2
- 私学事業団の情報提供サービスをご活用ください…………… 5
- 地方私立高等学校の活性化への道 一進学校化せずに志願者確保を…………… 6
- 私学事業団の刊行物…………… 8
- 特定健康診査のご案内を6月下旬に学校法人等へ送付します…………… 9
- 標準給与の定時決定／標準給与改定が必要なとき…………… 10
- 加入者証のカード化及び加入者証への「臓器提供意思表示欄」の記載（ご案内）／
後期高齢者支援金の負担方法を見直しする法律が成立…………… 11
- 平成22年度 第1回 私学共済事務担当者連絡会…………… 12
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成二十二年 度 私学事業団の事業計画と予算

助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校
の健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。

平成二十二年度は、国から三、二二一億八、二〇〇万円を受け入れ、同額を交付する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人、準学校法人に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について、固定金利で長期の融資を行います。

二十二年度の貸付事業計画額は、九〇〇億円となっています。

貸付財源は、財政融資資金三二六億

円、自己調達資金五七四億円（うち、共済業務にかかる長期勘定からの借り入れ三四四億円、私学振興債券の発行による調達八〇億円）を予定しています。

受配者指定寄付金事業

受配者指定寄付金の受け入れと配付を行っています。

私立学校の教育と研究の振興のために企業等より寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付します。この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置（昭和四十年大蔵省告示第一五四号）が受けられます。二十二年度は、受入計画額一六〇億一、三〇〇万円に対し、同額を配付する予定です。

学術研究振興基金事業

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振

興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費、その他の研究費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

二十二年度は、学術研究振興基金の受入計画額六〇〇万円、学術研究振興資金の交付計画額一億三、〇〇〇万円を予定しています。

なお、前年度末における学術研究振興基金の保有額は、五三億七、四七八万円です。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身で経営上の問題点の早期発見を可能とするための方策や、学校法人が自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情報を迅速に提供しています。

(一) 学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話など様々な手段を活用して質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行います。また、学校法人からの相談内容が専門的知見を要する場合について

は、弁護士・公認会計士等の外部有識者の助力を得て対応します。

(二) 経営上の問題点を発見するための自己診断チェックリストの見直しと充実を図ります。

(三) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、検索が可能な経営改善事例などの文字情報の蓄積や「私学データ作成システム」の分析項目を追加するなど、情報収集・提供機能を改善します。

また、私学団体等の研修会での説明や学校法人を訪問して、情報提供システムの説明を積極的に行い、当該システムの利用促進を図ります。

(四) 情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図ります。

① 地方において、学校法人の理事長、大学・短期大学・高等学校の学長・校長等を対象とした財務の見方セミナーや経営相談会を実施します。

② 学校法人の経営改善に資するため、「今日の私学財政」、「私立大学・短期大学等入学生志願動向」、「私学経営情報」を刊行します。

共済業務

私学共済制度の構成員と標準給与

二十二年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表1のとおり、総計一二二万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。また、標準給与の平均月額額は、表2のとおり推計しました。

表1 構成員推計

(単位：人)

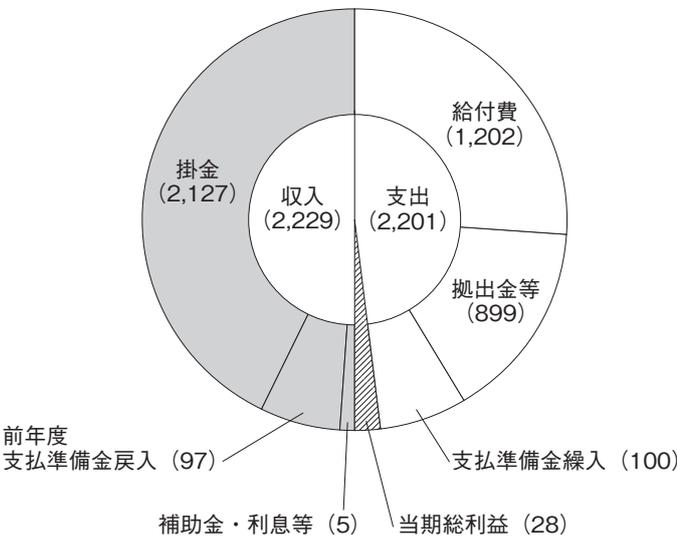
区分	平成21年度	平成22年度	上昇率
(短期加入者)	(504,745)	(513,663)	(1.77%)
(長期加入者)	(481,936)	(490,755)	(1.83%)
合計加入者	507,943	516,908	1.76%
被扶養者	340,655	340,154	△0.15%
年金受給者	319,099	356,903	11.85%
総計	1,167,697	1,213,965	3.96%

表2 標準給与の平均月額推計

(単位：円)

区分	平成21年度	平成22年度	上昇率
短期加入者	376,778	375,319	△0.39%
長期加入者	366,982	365,256	△0.47%

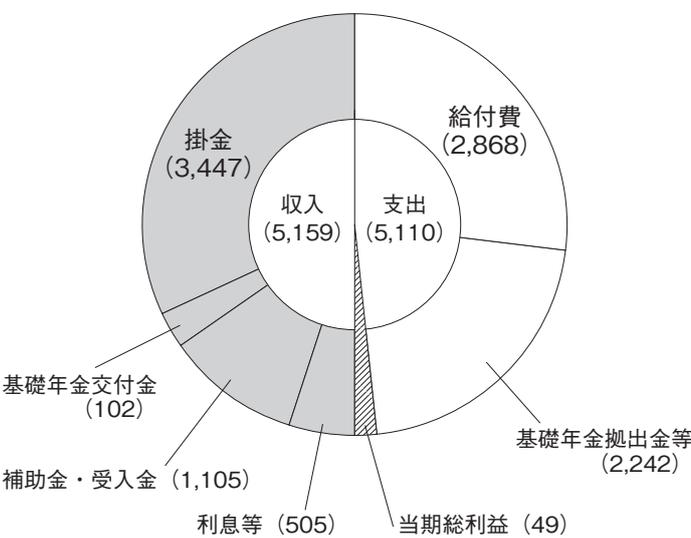
図1 短期給付事業の予算収支(単位：億円)



短期給付事業
病気やケガによる医療費等の支払を行っています。

短期掛金率のうち給付分掛金率は、前年度と同率の百分の六・五二に据置き、介護分掛金率は介護納付金の増額を勘案して百分の〇・九一八（前年度掛金率百分の〇・八四三）としました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ四一億円（一九九％）の増加となる見込みです。また、出産費（家族出産費）に対する国庫補助金として一億六、〇〇〇万円を見込んでいます。

図2 長期給付事業の予算収支(単位：億円)



長期給付事業
退職後の生活の柱となる年金の支払いを行っています。

保健給付等の給付費については、前年度に比べ三四億円（二・九三％）の増加を見込んでいます。また、他制度への拠出金等として、前期高齢者納付金二〇八億円、後期高齢者支援金四三〇億円、病床転換支援金四〇〇万円を見込みました。さらに、介護納付金一六二億円等を見込み、図1のとおり収支を予定しています。その結果、掛金及び利息等の収入（二、一三二億円）と給付費及び拠出金等の支出（二、一〇一億円）との収支差三一億円から支払準備金の戻入と繰入との差額三億円を引いた二八億円が当期総利益となる見込みです。

長期掛金率は、前年度に行った財政再計算の結果を踏まえて、給付分掛金率を百分の二・五八四（掛金率のうち百分の〇・八相当は、都道府県からの補助として見込んでいます。ただし、長期賞与掛金は除きます。前年度掛金

率百分の一・二・三〇）と変更しました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ一四一億円（四・二七％）の増加となる見込みです。

国庫補助金は、基礎年金拠出金の二分の一相当額など総額一、〇三〇億円が措置されています。

給付費については、二十二年度の年金額は前年度と同額となりましたが、年金者数の増加により前年度に比べ一三九億円（五・一〇％）の増加となる見込みです。そのほかに、基礎年金拠出金二、〇五一億円、年金保険者拠出金一九〇億円等を見込み、**図2**のとりの収支を予定しています。

掛金、交付金、補助金・受入金及び利息等の収入（五、一五九億円）と、給付費及び基礎年金拠出金等の支出（五、一一〇億円）との収支差四九億円については、長期給付積立金へ全額積み立てます。

なお、二十二年度末の保有資産は、三兆四、五六六億円となる見込みです。

保健事業

人間ドックやスポーツ施設の利用補助を行っています。

二十二年度も前年度と同様に掛金率百分の〇・二四を福祉事業推進のための財源としています。また、特定健康診査等事業に対し国庫補助金三億七、〇〇〇万円が措置されます。

人間ドック利用補助等の保健事業にかかる費用として二二億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として一六億円、また、医療事業及び宿泊事業への繰入金として三三億円を見込み、**図3**のとりの収支を予定しています。

医療事業
安心してかかることのできる直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金を見込み、**図3**のとりの収支を予定しています。

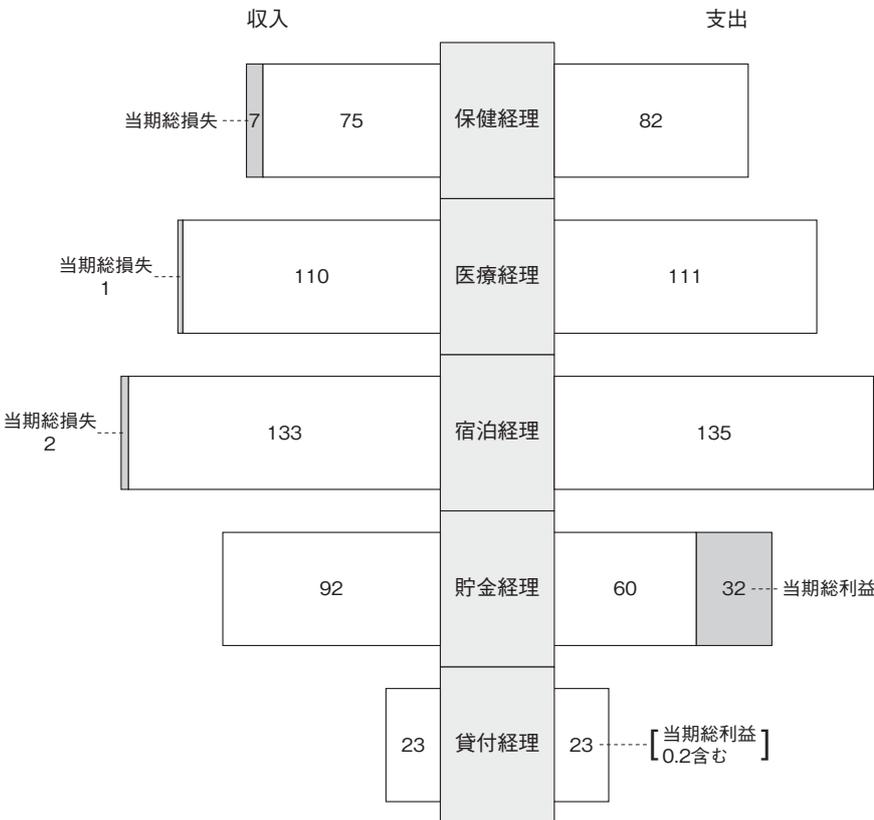
宿泊事業
旅行・出張、会議・宴会、婚礼等のお手伝いをしています。

宿泊施設の事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金を見込み、**図3**のとりの収支を予定しています。

貯金事業
財産形成の支援を行っています。

貯金事業の収支は、**図3**のとおりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したもので

図3 福祉事業の経理別予算収支(単位：億円)



す。

二十二年度末の加入者貯金残高は、八、二二三億円となる見込みです。

貸付事業
結婚・教育・住宅等の資金の貸し付けを行っています。

二十二年度の貸付額は、加入者貸付

一三五億円を見込み、**図3**のとりの収支を予定しています。

その他事務費など

短期・長期給付事業の事務を行う費用は、事務費分掛金率百分の〇・一六による掛金収入と国庫補助金三億四、〇〇〇万円を主たる財源としています。

私学事業団の情報提供 サービスをご活用ください

私学事業団では、私立学校の財務状況、教育条件等を把握するため、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人を対象として「学校法人基礎調査」、特別支援学校・幼稚園・専修学校・各種学校法人・その他法人・個人立の学校を対象として、「学校法人等基礎調査」を実施しています。

調査により収集した情報を基に、次のⅠ～Ⅲの提供サービスをインターネットで行っております。学校法人の経営課題の把握、計画的な財政運営の一助として、ぜひご活用ください。

Ⅰ 学校法人概要情報の提供

学校法人及び設置する私立学校の概要情報を、次の内容で提供しています。
○法人名、学校名、学部名、学科名、理事長・学長等名、郵便番号、所在地、電話番号、認可年月日、男女校別ほか

Ⅱ 「今日の私学財政」の提供

全国の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、

特別支援学校、専修学校及び各種学校を設置する学校法人等・学校種別の財政状況について集計・分析した「今日の私学財政」について、次の内容を提供しています。
なお、学校法人・学校種別に分類し、平成10年度から20年度までを掲載しています。また、PDF形式の他にデータとして利用可能なCSV形式でも掲載していますので、財務分析などに活用ください。

Ⅲ 各種分析資料の提供

収集した情報を豊富な角度で分析した各種資料を「私学データ作成システム」により、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校を対象に提供いたします（表参照）。
○貸借対照表、消費収支計算書及び資金収支計算書の五か年連続表
○財務比率の五か年連続表ほか

なお、「定型帳票」は人数関係・財務関係・納付金などの資料を作成できます。「データ分析」は教育研究条件や財務比率などの分析が可能です。また、法人の任意の条件設定によるシミュレーションも利用できます。「活性化分析」は、自法人の教学面や財務面の情報を、グラフや表により総合的かつ簡潔に把握することができます。

◎ 利用方法

Ⅰ学校法人概要情報は、本事業団

表 各種分析資料（私学データ作成システム）出力項目一覧

データ種類	データ区分	出力帳票名	年 度 範 囲			帳 票 内 容 の 単 位		
			単年度	5か年	10～12か年	法人	学校	学部/学科
定型帳票	人数関係	学生・生徒・児童・幼児数		○			○	○
		学生生徒等募集一覧表			○		○	○
		教員・職員数		○			○	○
	財務関係	資金収支計算書		○			○	○
		人件費支出		○			○	○
		年齢別平均給与一覧表	●				●	●
		消費収支計算書		○			○	
		貸借対照表		○			○	
		財務比率表		○			○	
	納付金	財務比率一覧表			○		○	
入学年次納付金一覧表		○					○	
データ分析	教育研究条件	納付金一覧表		○				○
		教育研究条件分析表	○	○		○	○	○
		教育研究条件分布図	○	○		○	○	○
		教育研究条件推移グラフ	○	○		○	○	○
		教育研究条件一覧表		○			○	○
	財務	入学年次納付金分布図	○					○
		財務比率分析表	○	○			○	○
		財務比率分布図	○	○			○	○
		財務比率推移グラフ	○	○			○	○
		財務比率比較表		○			○	○
		人件費支出一覧表		○			○	○
		貸借・消費収支構成グラフ		○			○	○
	シミュレーション	平均給与・平均年齢	●				●	
	活性化分析	概況表等	財務シミュレーション	-	-	-	○	○
法人概況表			○	○		○		
人数関係		経営判定指標		○			○	
		学生等数の推移				○	○	○
		教職員数の推移				○	○	○
財務関係	消費収支の概況				○	○	○	
	貸借対照表の概況				○	○	○	
給与関係	専任教職員給与比較	●				●		

(注1) すべての帳票において、出力できる情報は出力条件（系統、地域等）ごとの集計値及び、自校のデータのみです。
他校の個別データ出力はできません。
(注2) 帳票内容の単位欄の「○」印は、現在、提供しています。
「●」印は、大学・短期大学（高等専門学校を含む）法人のみの提供となっています。

ホームページ助成業務 (http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm) 内の「学校法人情報検索システム」より、閲覧してください。検索方法の詳細については、ホームページの「利用の手引き」をご覧ください。
Ⅱ「今日の私学財政」及びⅢ各種分析資料（私学データ作成システム）は、セキュリティの確保のため、別途本事業団から発行する認証情報が必要となります。「私学データ作成システム」

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎〇三（二三三〇）七八三八

の利用については「マニュアル」や「帳票案内」をご覧ください。
なお、このほか、特別な分析データについては、直接本事業団にご連絡いただければ、作成・提供させていただきますので、あわせてご利用ください。

地方私立高等学校の活性化への道

—進学校化せずに志願者確保を—

一 はじめに

尚志館高等学校は、鹿児島県の東部、宮崎県との県境に位置する志布志市にある、入学定員二〇〇名ほどの小さな高校である。特進科を設置して成功したと聞き、その成功の秘訣と進学校化する計画について話を伺った。ところが、尚志館高校は、特進科で成功したにもかかわらず、高校全体としては進学校化せずに、商業科などの専門学科を重視する戦略を取っていた。さまざまな学科とあらゆるレベルの志願者を集めるために、できる限り間口を広げておくべきだという戦略は、今後の地方私立高校の活性化を考える上で、一つのヒントになるように思われる。

二 特進科の意義

尚志館高校の校長は、特進科について次のように述べている。

「平成十七年春、私どもの高校で初めてこの東京大学合格者を出しました。このことは、在校生や卒業生に大きな自信を与えるとともに、地域における

尚志館高校の評価を大きく向上させました。この経験から、うちの高校が活性化するためには、進学実績を上げて、生徒募集するほかにないと考えました。そこで、十九年度に普通科の特進

コース（定員二〇名）を、全員が難関の国公立・有名私立大学の現役合格を目標とする特進科（定員四〇名）に改編し、特待生にしたのです。この特進科では、推薦枠を一切使わず、すべてセンター試験を受けて大学に入学させています。『塾に行くぐらいなら、尚志館に入った方がいいですよ。』というのを生徒募集の売りにしました。

その年度に、特進科を卒業した三二名の生徒は、全員が国立大学・有名私立大学へ進学することができました。また、特進科の成功で最も良かったことは、専門学科の生徒たちが、公立高校に行くよりも尚志館高校に行く方が格好良いと思ってくれたことです。」

しかし、特進科の特待生については、校長は次のように述べている。

「今は、特待生をいかに少なくし、奨学費支出を削減するかが大きな課題になっています。奨学金は、全額免除

や公立高校並みなど入学試験の点数のレベルによって違ってきます。特進科に入ってから、学期ごとに見直しを行い、一般生からも成績が良い子は特待生にしますし、逆に特待生から降格される場合もあります。これによって、それまで特待生でなかった生徒が日頃の努力によって特待生に採用されることとなり、学校全体の学習意欲の向上に大きな役割を果たしています。以前は、全額免除でなければ優秀な生徒は集まりませんでした。最近では公立高校と同額の授業料でも来てくれるようになったので、将来的には特待生を最小限に抑えていきたいと考えています。」

三 進学校化しなかった理由

校長は、この高校が地域に信頼され、生徒を確保できているのは、特進科で成功しても、進学校化への道を歩まなかったからだという。

「特進科をこれ以上広げることは決してしません。私の知っている地方のある高校では、中高一貫にして進学校化し、一時は東大に一〇人も入学させていました。しかしながら、徐々に合格ラインを下げてしまい、今ではほとんど生徒が集まらない高校になってしまいました。特進コースを拡張しても、少子化により、成績優秀な子の絶対数が減少しているということです。地方

の私立高校は、一度方向性を誤ると大変なことになります。」

四 大切なのは、志願者の間口を広げること

校長は、進学校化を避け、志願者の間口をできる限り広げることの大切さについて次のように述べている。

「進学校化しても、それ程多くの希望者はいないので、普通科と専門学科を併せ持つことがこの地域には一番合っているのです。高校全体として多様な学科構成にして、できる限り幅広い学習レベルの生徒を受け入れ、全体でうまく帳尻を合わせていくのが良いのです。現在は、特進科・普通科・商業科・建設工業科・医療福祉科・看護学科の六学科を設置しております。特進科で国立大学や難関私立大学への合格実績を上げる一方、これら専門系の各学科では毎年就職率一〇〇%を達成し、介護福祉士や看護師の国家試験においても高い合格率を達成しています。私どもの高校では、全教員がどこかの中学校の担当係になっており、四時一五分から一時間の時間をもらって、中学の担任の先生に説明させていただいています。特進科は、地域の中学生がうちの高校を選択する新しいインセンティブとなりました。しかしながら、この地域の特性としては、高校卒業後には就職したいと考えている中学生が

比較的多いのです。したがって、中学訪問では進学実績だけを重視せず、むしろ特色ある学科の就職実績を中心に説明しています。『どこにも入れない子も、どうぞうちへ来てください。』と言っています。特進科のことばかり言うという方針の高校だととられてしまうので、そうならないよう注意しています。』

五. 個別対応が大切

校長は、これからの私学の活性化について大切なことは、特進科であれ、専門学科であれ、一人ひとりの生徒に対して、どれだけ手厚い面倒が見られるかだという。

「特進科では、同じクラス内でも個人の学習進度によって異なるテキストを使用する習熟度別授業を行っています。昼休みや放課後を利用して個別指導などを実施し、生徒一人ひとりの目標を達成させるためにきめ細やかなバックアップ体制をとっています。例えば数学の問題も、個別に問題を作成しています。この徹底した進路指導は、就職志望の生徒も同じで、生徒自身が正しい自己理解を行えるよう各種検査・個別面談・三者面談を適宜実施し、生徒の能力・適性に応じた進路決定を支援しています。幅広い学習レベルの生徒を個人の学習進捗度に合わせ育てていくというスタイルを開校当

時からずっと維持してきたことが、毎年定員を確保できてきている要因だと思っています。

しかし、現有教員・現有施設でできることを大前提として改革を進めてきましたので、特進科の設置に当たっても新たな教員採用は行わず、専任の教員も配置していません。うちの高校は、生徒数に比べて教員数がかなり少ないので、各教員が特進科と他の学科の授業を兼務しており、レベルの違う生徒を相手にするので非常に大変なのです。さらに、先生方は自ら率先して各校務に取り組んでいるので、一人でも役も担い、とても忙しい状況にありますが、高い志と熱意をもって教育と生徒指導をしつかりやっているため、中退率がきわめて低いのが特徴となっています。

きめ細やかな教育と生徒指導を行っていることが、地元の高い評価と厚い信頼につながっており、『授業料は高いが、しつかり進学と就職をさせているので、尚志館なら大丈夫』という意識が地元に着着しています。私どもの高校に入学している兄弟姉妹は、実に五〇組もあります。また、毎年九月に開催される体育祭には全校生徒の二倍以上の一、六〇〇名を超える保護者や卒業生・地域住民が来校するのが恒例となっていますが、これらのことは、尚志館が地元の人々に深く愛されている証拠だと思っています。』

六. 苦難の体験を生かす

進学校化しないという高校の方針をとるようになったのはなぜでしょうか、という質問に対して、校長は次のように答えている。

「志願者の間口をできるだけ広げておくべきだと考えたのは、昭和五十年代に危機の時代があったからです。昭和五十一年から五十三年にかけて、入学者が定員の約五割という危機的な状況を経験しており、私どもでは一度修羅場をみているのです。当時は一〇人の教員が大型バスの免許を取って、ローテーションを組んでスクールバスの運転をするなど、あらゆる努力をして危機を乗り越えてきました。

うまく危機を乗り越えられた要因の一つは、生徒の確保が困難なときにも、定員維持のために入学のボーダーラインを落とすことを考えなかったからだと思います。ですから、有名私立大学からの推薦枠についても、その大学に見合う学力を持つ生徒がいない場合には、推薦をしないこととしており、私どもは、『尚志館高等学校』というブランドの向上を何よりも大切にしてきました。どんなに厳しい状況の中でも二次募集をしなかったのです。ここまで生き延びてくれたのかもしれない。私と共に苦労してきた教頭や事務長は、そのときの経験から、私立高校は一步間違とうとうなるか分からないと

いう危機感を常にもっています。私たちが今、最も心配しているのは、若い先生方にそのような危機感がないことです。これから一層堅実な学校運営を行っていくために、危機意識の向上と地域や社会の情報に常に意識し、キャッチし続けることを全教職員の共有目標に掲げています。』

七. 大学も参考に

翌日に訪問した大学で、尚志館高校の「志願者の間口を広げる戦略」についてお話ししたところ、その学長は、すぐに校長を訪ねたいと言われた。学生の多様な要求に応えられるような幅広い学科やコースを用意し、さまざまな学習レベルの学生を受け入れ、しっかりと教育することによって、より良い就職先に送り出すのが私立大学の使命だと考え始めたようだ。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター

☎ 〇三（三三三〇）七八三八

Eメール center@shigaku.go.jp





私学事業団の刊行物



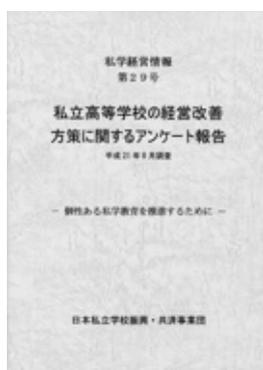
学校法人の経営に関する実務問答集 《第3次改訂版》

経営実務に
役立つ一冊

学校法人から寄せられた会計、税務及び法令等の経営実務に関する様々な相談の中から他の学校法人においても参考となりそうな内容をQ&A形式にまとめて掲載しています。学校法人の経営実務にぜひお役立てください。

【内容】 I. 学校法人会計 II. 税務 III. 私立学校法等

■平成20年12月刊行 ■A5判362頁 定価3,500円（税込）※送料別途



○私学経営情報第29号

私立高等学校の経営改善方策に関するアンケート報告

平成21年8月調査 — 個性ある私学教育を推進するために —

【アンケート内容】 part1：高等学校部門対象 A 生徒の確保 B 特色ある教育の推進
part2：高等学校法人対象 C 経営の健全化

【参 考】 平成21年度 私立高等学校入学志願動向

■平成22年2月刊行 ■A4判197頁 定価2,300円（税込）※送料別途

○私学経営情報第26号

「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告

大学・短期大学法人編 — 少子化時代を生き抜く —

■平成21年3月刊行 ■A4判215頁 定価2,500円（税込）※送料別途

○私学経営情報第27号

大学経営の事例集

■平成21年3月刊行 ■A4判120頁 定価1,600円（税込）※送料別途

○私学経営情報第28号

私立高等学校のこれからを考える

■平成21年3月刊行 ■A4判128頁 定価1,600円（税込）※送料別途



☆上記刊行物のほかにも、「今日の私学財政」のバックナンバーなどがご購入可能です。刊行物によっては完売の場合もございますので、詳しい在庫状況については、下記の学校経営研究会までお問い合わせください。

刊行物のご購入を希望される方は下記までお問い合わせください。

NPO法人 学校経営研究会

☎ 03-3239-7903 / FAX 03-3239-7904

Eメール gaku@keiriken.net <http://www.keiriken.net/>

※刊行物の内容については下記までお問い合わせください。

私学経営情報センター私学情報室 ☎ 03-3230-7838 / FAX 03-3230-8727

特定健康診査のご案内を 六月下旬に学校法人等へ送付します

平成二十二年度の特定健康診査及び特定保健指導は下記スケジュールにより実施します（特定健康診査の概要については本誌四月号参照）。

本事業団から六月下旬に、案内書・対象者リスト等を学校法人等へ送付します。案内書には、特定健康診査の実施要領等が記載されていますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします。

【加入者の特定健康診査】

学校法人等が学校保健安全法（労働安全衛生法）に基づいて実施する定期健康診査の結果を活用します。特定健康診査の検査項目の受診もれや加入者記号番号等の記入もれがないよう確認のうえ、本事業団に健診結果データを提供してください。

提出期間：七月～九月末

※十月以降に定期健康診査を実施する学校法人等の提出期限
二十三年一月三十一日まで
※二～三月に定期健康診査を実施する学校法人等の提出期限
二十三年五月三十一日まで

特定保健指導を円滑に行うために、健診終了後は提出期間にかかわらず、速やかに提出してください。

【被扶養者の特定健康診査】

指定健診機関で本事業団が発行する「特定健康診査受診券」（有効期限二十三年三月三十一日）により特定健康診査を受けていただきます。

前述の本事業団から送付する「案内書（被扶養者向け）」（特定健康診査受診券）等同封を、加入者を経由して、対象者（被扶養者）に配付してくださるようお願いいたします。

*被扶養者からの要望及び受診率の向上のため、「特定健康診査受診券」の有効期限を一月三十一日から三月三十一日まで延長しました。

【提出に際しての留意点】

健診結果データの提供に際しては、できるだけ私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp/>）に掲載している「健診結果提出用EXCELデータ作成・チェック機能」の入力フォーマット及び電子データによる提供にご協力ください。



平成22年度スケジュール

	特定健康診査	特定保健指導
6月	○案内書・受診券（有効期限：3月31日）・対象者リストの発送（6月下旬頃） ●学校法人等 受診券配付、定期健康診査結果データの提供 ●被扶養者等 受診券による健診・結果データの提供	
7月	○22年度健診結果データ分 受け付けの都度、入力・階層化・登録	
8月	○学校法人等・被扶養者あて健診結果の通知 ●学校法人等からの健診結果データ提出期限	○22年度健診結果データ分 情報提供・冊子・利用券等の発送 ●特定保健指導開始
9月		
10月		
11月	○国へ21年度分特定健診等実績報告	
12月		
1月	●学校法人等からの健診結果データ提出期限 （10月以降定期健康診査を実施する学校法人等）	
2月		
3月	●受診券の有効期限：3月31日	●22年度分特定保健指導の利用 （利用券の有効期限が3月31日のもの） （初回面接）受け付け終了
4月	<次年度>	
5月	●学校法人等からの健診結果データ提出期限 （2～3月に定期健康診査を実施する学校法人等）	
6月		
7月		●22年度分特定保健指導の利用 （利用券の有効期限が7月31日のもの） （初回面接）受け付け終了

標準給与の定時決定

基礎届書の提出期限は
平成二十二年七月十日(土)です

標準給与の月額、毎月納付する掛金額や年金などの給付金の計算のもととなっています。このため実際に受けている給与月額との差が生じないように、毎年一回、「定時決定」により見直しを行っています。

標準給与の定時決定とは

毎年七月一日現在で学校法人等に使用されている加入者について、学校法人等が支給した四月・五月・六月の給与を「標準給与基礎届書(以下「基礎届書」といいます)」で報告していただき、その三か月間の給与の平均額に基づき、その年の九月から翌年の八月までの標準給与の等級及び月額を決定します。この定時決定は、掛金及び給付金等の算定基礎となる重要なものです。

基礎届書の対象者

①対象となる加入者

- 資格取得年月日が二十二年五月三十一日以前で、七月一日現在加入者である人
- 加入者資格を有する休業者や育児休業等取得中の人及び七十歳以上の人も対象になります。
- ②対象とならない加入者
 - 二十二年六月一日以後に資格を取得した人
 - 二十二年七月に標準給与の月額が改定になる人

通知文と基礎届書の送付

六月中旬に「基礎届書」の提出についての通知文と「基礎届書」を学校法人等あてに送付します。通知文は必ずお読みください。

※磁気媒体及び電算用紙による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付しません。

※私学共済事業ホームページ(磁気媒体作成機能)を使用して「基礎届書」を磁気媒体で作成することができますので利用してください。

基礎届書の提出期限

二十二年七月十日(土)

基礎届書の提出先

〒一一三三八四四一

東京都文京区湯島一七七一

私学事業団 共済事業本部

確認通知書の送付

「基礎届書」に基づく定時決定の確認通知書は、九月中旬に学校法人等へ送付します。

標準給与改定が必要なとき

標準給与の改定(随時改定)

標準給与は、資格取得又は定時決定によって決定されますが、固定的給与が変動し、大幅な標準給与の増減があったときは「標準給与改定届書」の提出が必要です。

(1) 通常の場合

標準給与の改定を必要とする大幅な増減とは、現に確認されている標準給与の月額に比べて、標準給与の月額表で二等級以上の増減に該当したときをいいます。

(2) 一等級の増減であっても給与改定の届け出が必要な場合

標準給与が第四十二級の加入者の場合は、第四十三級が上限であるため、大幅な給与の増加があったとしても二等級以上の差が生じたことになりません。同様に、第二級の加入者に大幅な給与の減少があったときにも、第一級が標準給与の下限であるため給与改定に該当しないことになり、実際の給与の動きが標準給与に反映されないこととなります。

そこで、このような場合は、標準給与の上限と下限に、さらに仮定の等級

として第四十四級の「一二四万五、〇〇〇円以上」、第〇級の「九万五、〇〇〇円未満」を設定します。第四十二級又は第二級の加入者にこの仮定の等級への増減があったときは、大幅な増減として一等級の増減であっても標準給与改定の届け出が必要です。

▼届け出の方法

「標準給与改定届書」に、増減した月から順に継続した三か月の給与とその平均額を記入し、改定月(変動した月から四か月目)の十日以内に提出してください。四か月目から標準給与の月額及び掛金が改定されます。

定年退職後、引き続き再雇用された場合の標準給与の改定

退職共済年金の受給権者(受給要件を備えている未請求者を含みます)である加入者が、同一学校法人等において定年により雇用契約上いったん退職し、一日の空白もなく引き続き再雇用され、再雇用時に給与が減額されたときは、申し出により標準給与を即時に改定することができます。ただし、同一学校法人等において、初めて退職した場合に限ります。

また、一等級の減額でも対象とします。

▼改定の要件

次の①～③のいずれにも該当するこ
とが要件となります。

- ①六十歳以上の退職共済年金受給権者
- ②同一学校法人等において定年により
雇用契約上いったん退職し、一日の
空白もなく引き続き再雇用された加
入者
- ③当該再雇用時において、給与が減額
となった加入者

▼標準給与の改定月

再雇用された日の属する月の給与が
減額となったときに、当該月を算定基
礎月として、その月から標準給与を改
定します。

▼届け出の方法

「標準給与改定届書（即時改定用）」
に、定年であることを明らかにできる
書類（就業規則等の写し）を添付のう
え提出してください。

■育児休業等終了後の 標準給与の改定

三歳未満の子を養育する加入者が育
児休業等を終了し、その翌日に元の職
場に継続して勤務するとき、現に確認
されている標準給与の月額に比べ一等
級以上の給与の変動があれば、加入者
の申し出により給与の改定ができます。

▼改定の要件

①育児休業等を終了した日において、
当該育児休業などにより養育してい
る子が三歳に達していないこと

- ②職場復帰の日を含む三か月の給与の
平均が、現に確認されている標準給
与の月額に比べ一等級以上の増減が
あること
- ③加入者が給与改定を行うことを希望
していること

なお、①～③の要件を満たさない場
合であっても、固定的給与の変動によ
り、現に確認されている標準給与の月
額に比べて二等級以上の変動が生じた
ときは、標準給与改定（随時改定）の
適用となり、学校法人等からの届け出
が必要です。

▼標準給与の改定月

育児休業終了日の翌日が属する月か
ら継続した三か月の給与の平均額を給
与月額として、その翌月（職場復帰し
た月から四か月目）から標準給与を改
定します。

ただし、職場復帰が途中で給与支
払いの対象となった日数が十七日未満
であるときは、その翌月から継続した
二か月の給与の平均額を給与月額とし
ます。改定後の標準給与の月額は、そ
の年の八月まで（当該翌月が七月から
十二月の場合は翌年の八月まで）の適
用となります。

※育児休業等終了後の標準給与の改定
により標準給与の月額が下がる場合
は、標準給与の従前保障の申請が済
んでいるか確認してください。

▼届け出の方法

申し出は、加入者が職場復帰して三
か月を経過した後、「標準給与改定申
請書（育児休業等終了者用）」により、
学校法人等を経由して速やかに本事業
団に提出してください。

加入者証のカード化及び 加入者証への「臓器提供 意思表示欄」の記載（ご案内）

私学事業団では、平成二十二年
十二月の加入者証の更新時に、以前
より多くの加入者等から要望があり
ました加入者証のカード化及び加入
者、被扶養者一人一枚の発行に向け
て現在準備を進めています（詳しく
は、本誌八月号でお知らせする予定
です）。

また、二十二年七月十七日施行の
「臓器の移植に関する法律の一部を
改正する法律」において、国及び地
方公共団体は、臓器の提供に関する
意思表示を医療保険の被保険者証等
に記載することができることとする
等、移植医療に関する啓発及び知識

後期高齢者支援金の負担方法 を見直しする法律が成立

本誌五月号でお知らせした、後期高
齢者支援金の負担方法の見直し等を定
めた「医療保険制度の安定的運営を
図るための国民健康保険法等の一部を改
正する法律」が五月十二日に可決、成
立しました。これにより、平成二十二
年に私学共済制度が負担する後期高
齢者支援金は、予算ベースで四三〇億
円となり約三〇億円の増加となりました。

の普及に必要な施策を講ずるものと
されています。

これに伴い、厚生労働省では臓器
提供に関する意思表示を被保険者証
等に記載するために健康保険法施行
規則を改正し、国家公務員共済にお
いても同様に改正が行われました。

については、私学事業団においても、
法律の趣旨を踏まえ加入者証の様式
を変更し、（社）日本臓器移植ネッ
トワークが普及に努めている「臓器
提供意思表示カード」の記載の例に
より「臓器提供意思表示欄」を記載
する予定です。

なお、「臓器提供意思表示欄」の
記入は任意であり、記入を義務付け
るものではありません。また、個人
情報保護の観点から「意思表示欄保
護シール」を上から貼り付けて使用
できます。

6月1日(火)～6月24日(木) 全国71会場で開催

(東京・横浜・神戸地区は13ページの別表参照)

地区	会場及び所在地	開催日
東京	文京区湯島1-7-5 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」	6/7(月)
		6/14(月)
		6/15(火)
横浜	横浜市神奈川区高島台7-5 神奈川県私学会館 講堂	6/2(水)
		6/3(木)
相模原	相模原市南区相模大野6-3-1 神奈川県高相合同庁舎 大会議室	6/4(金)
新潟	新潟市中央区幸西3-3-1 新潟会館 3階「ほたん」	6/16(水)
長岡	長岡市長倉町458番地7 長岡市サンライフ長岡 大会議室	6/17(木)
富山	富山市新総曲輪4-18 富山県民会館 701号室	6/10(木)
金沢	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 11階1102会議室	6/9(水)
福井	福井市手寄1-4-1 AOSSA 6階 福井市地域交流プラザ 研修室601B・C	6/8(火)
甲府	甲府市丸の内1-5-4 恩賜林記念館 大会議室	6/18(金)
長野	長野市中御所岡田131-6 長野県職員センター	6/16(水)
松本	松本市中央4-7-26 長野県松本勤労者福祉センター 第4会議室	6/17(木)
岐阜	岐阜市六条南2-11-1 岐阜産業会館 第一会議室	6/1(火)
静岡	静岡市葵区大手町9-26 静岡県私学会館 5階大会議室	6/10(木)
浜松	浜松市中区城北1-8-1 浜松市勤労会館 23会議室	6/9(水)
沼津	沼津市三枚橋9-1 沼津市立図書館 第1講座室	6/11(金)
名古屋	名古屋市中区錦3-11-13 名古屋ガーデンパレス 3階「明倫」	6/3(木)
津	津市一身田上津部田1234 男女共同参画センター「フレんてみえ」 セミナー室C	6/2(水)
大津	大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海県民交流センター 2階203号室	6/16(水)
京都	京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605 京都ガーデンパレス「葵」	6/17(木)
大阪	大阪市淀川区西宮原1-3-35 大阪ガーデンパレス「桜桐」	6/8(火)
		6/16(水)
神戸	神戸市中央区北長狭通4-3-13 兵庫県私学会館 4階ホール	6/17(木)
		6/15(火)
奈良	奈良市法蓮町757-2 春日野荘(公立学校共済組合奈良宿泊所)	6/15(火)
和歌山	和歌山市小松原通り1-1 和歌山県民文化会館 5階大会議室	6/15(火)

地区	会場及び所在地	開催日
倉吉	倉吉市駄経寺町187-1 倉吉交流プラザ 2階第一研修室	6/22(火)
松江	松江市朝日町478-18 松江テルサ 4階中会議室	6/23(水)
益田	益田市あけぼの東町2-1 マスタセントラルホテル	6/24(木)
岡山	岡山市北区下石井2-6-41 ビュアリティまきび(公立学校共済組合岡山宿泊所)	6/24(木)
広島	広島市東区光町1-15 広島ガーデンパレス「錦」	6/22(火)
福山	福山市三吉町1-1-1 東部総務事務所 第3庁舎8階 第381会議室	6/23(水)
山口	山口市湯田温泉3-1-1 翠山荘(地方職員共済組合湯田保養所)	6/10(木)
周南	周南市築港町8-33 ホテルサンルート徳山	6/9(水)
徳島	徳島市山城町東浜傍1 アスティとくしま内 徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」研修室1	6/23(水)
高松	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター 7階第2中会議室	6/24(木)
松山	松山市北持田町139-2 愛媛県生活文化センター 第1研修室	6/8(火)
高知	高知市本町5-3-20 高知共済会館 3階大ホール「桜」*	6/10(木)
福岡	福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス「ガーデンホール」	6/22(火)
久留米	久留米市東町272-4 久留米学園高等学校	6/23(水)
北九州	北九州市小倉北区片野新町1-3-1 美萩野女子高等学校	6/24(木)
佐賀	佐賀市城内1-3-13 若楠会館	6/17(木)
長崎	長崎市桜町9-6 長崎県勤労福祉会館	6/15(火)
佐世保	佐世保市稲荷町2-28 佐世保市労働福祉センター	6/16(水)
熊本	熊本市水前寺1-33-18 水前寺共済会館グレース	6/24(木)
大分	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館 大会議室	6/10(木)
宮崎	都合により今回の連絡会は中止とします。	
鹿児島	鹿児島市与次郎2-8-8 マリパレスかごしま 3階マリンホール	6/23(水)
那覇	那覇市松尾1-6-1 共済会館八汐荘	6/16(水)
石垣	石垣市宇登野城72 官公労共済会八重山会館	6/17(木)

*高知地区の会場名が、通知文(5月中旬送付)でご案内したものと変更になっています。

平成22年度 第1回 私学共済事務担当者連絡会

●開催内容

1. 平成22年度の事業計画の概要
2. 平成22年度の年金額
3. 基礎年金番号を活用した年金保険者間の情報共有
4. 後期高齢者支援金の負担方法の見直し及び特定保険料率に相当する掛金率
 - (1) 後期高齢者支援金の負担方法の見直し
 - (2) 短期掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」
5. 各業務からのお知らせ
 - (1) 都道府県補助金
 - (2) 資格関係
 - ① 加入者証の更新に伴う加入者証のカード化
 - ② 加入者証の回収
 - ③ 「賞与等支給報告書」及び「標準給与基礎届書」の磁気媒体等による報告
 - ④ 国民年金第3号被保険者にかかる届出
 - (3) 短期給付関係
柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術にかかる療養費
 - (4) 掛金関係
加入者の異動などによる掛金の取り扱い
 - (5) 長期給付関係
 - ① 私学在職中又は厚生年金保険の被保険者等である間の停止計算の変更
 - ② 事前連絡の対象とならない場合の退職共済年金の請求手続き
 - (6) 保健関係
 - ① 平成22年度特定健康診査・特定保健指導の実施
 - ② 積立貯金の払込期限日間近の送金手続き
 - ③ 積立共済年金の前期募集
 - ④ 共済定期保険の前期募集
 - (7) 貸付関係
 - ① 「団体信用生命保険 申込書兼告知書（だんしん告知書）」の変更
 - ② 保険法の施行と団体信用生命保険
 - (8) 施設関係
私学メンバーズカードのご案内
 - (9) 広報関係
広報誌の原稿募集

●開催時間

午後1時30分～4時

(注) 東京・横浜・神戸地区では学種別に開催しますので、対象学種を確認のうえ出席してください(別表参照)。

●その他

連絡会当日は、出席カード(会場で配付するテキストについて)を記入していただきますので、必ず学校記号番号を確認のうえ出席してください。

〈別表〉 連絡会を学種別に開催する地区

地区	開催日	対象学種
東京	6/7(月)	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校
	6/14(月)	高等学校、中学校、小学校
	6/15(火)	幼稚園、特別支援学校、各種学校
横浜	6/2(水)	幼稚園を除く全学種
	6/3(木)	幼稚園
神戸	6/16(水)	大学、短期大学、高等学校、中学校、小学校
	6/17(木)	上記以外の全学種

●会場・開催日一覧

地区	会場及び所在地	開催日
札幌	札幌市中央区北1条西6 札幌ガーデンパレス2階「丹頂・白鳥(1)」	6/15(火)
函館	函館市若松町7-15 函館商工会議所函館経済センター 第2会議室	6/17(木)
旭川	旭川市常盤通1丁目 旭川商工会議所道北経済センター 6階研修室	6/23(水)
北見	北見市北3条東1丁目 北見商工会議所北見経済センター 2の1	6/24(木)
帯広	帯広市西3条南9丁目1 帯広商工会議所帯広経済センター 中会議室	6/9(水)
釧路	釧路市幣舞町4番28号 釧路市生涯学習センター 学習室703	6/10(木)
青森	青森市中央1-11-18 ラ・プラス青い森 2階「カメラア」	6/23(水)
八戸	八戸市長根1-2-8 三八教育会館 大ホールB	6/24(木)
盛岡	盛岡市中央通1-1-38 エスポワールいわて 大ホール	6/23(水)
一関	一関市大手町3-40 岩手日報一関ビル 2階フロア	6/24(木)
仙台	仙台市宮城野区榴岡4-1-5 仙台ガーデンパレス 2階「鳳凰」	6/22(火)
秋田	秋田市山王5-9-6 ふきみ会館 3階「鳳凰の間」	6/8(火)
山形	山形市松栄2-2-1 山形県高度技術研究開発センター	6/10(木)
酒田	酒田市浜田1-3-47 天真学園高等学校	6/9(水)
福島	福島市上町4-25 福島テルサ 研修室「しのぶ」	6/22(火)
郡山	郡山市熱海町熱海2丁目148番地の2 郡山ユラックス熱海 第4小会議室	6/23(水)
いわき	いわき市平字田町120番地 いわき産業創造館 セミナー室A	6/24(木)
水戸	水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館 201会議室	6/4(金)
宇都宮	宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館 403会議室	6/4(金)
前橋	前橋市野中町361-2 群馬県勤労福祉センター	6/18(金)
さいたま	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民健康センター 大会議室C	6/3(木)
川越	川越市新宿町1-1-1 川越地方庁舎大会議室	6/8(火)
千葉	千葉市中央区千葉港8-5 ホテルポートプラザちば(公立学校共済組合)	6/4(金)
柏	柏市東上町7-18 柏商工会議所 401・402会議室	6/3(木)

共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 ご照会の際は、学校番号、加入者番号をお手元にご用意くださるよう、お願いします。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

積立共済年金と共済定期保険の
前期加入申し込み締め切り

前期加入申し込み締め切りは**6月30日(水)必着**となります。

【積立共済年金】

新規加入のほかに、既加入者の他コースへの加入や口数変更(増口・減口)の申し込みも受け付けます。

【共済定期保険】

「家族年金コース」の新規加入申し込みのみを受け付けます(「医療保障コース」の同時加入可)。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間(11月)での取り扱いとなります。

賞与等支給報告書の提出上の注意

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等(磁気媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等は除く)あてに送付します。賞与等を支給した日から(同一月内に賞与等の支給が複数あった場合は合算し、最後に支給した日から)5日以内に提出してください。賞与掛金は6月17日(木)受付分までは、6月分の掛金で調定する予定です。

なお、加入者全員に賞与等の支給がない場合は提出の必要はありません。また、賞与等支給報告書に記載されている加入者の中で、支給がない人がいる場合は、その人の**加入者番号から賞与等区分まで二重線で抹消**してください。0円又は空欄で報告されると未確認連絡書が送付されます。

賞与等支給報告書の記入については、平成18年度改訂版「様式用紙等の記入例集」18ページを参照してください。特に**支給年月**(支給月日ではありません)や**賞与等区分の記入もれに注意**してください。磁気媒体及び電算用紙で報告される場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してから提出してください。

生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー(加入者とその配偶者を対象)の申し込み締め切りは**6月24日(木)必着**です。希望者は早めにお申し込みください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

相談員の退任及び連絡先の変更

【相談員の退任】

平成22年3月31日付けで次の相談員が退任されました。
 茨城県 友常 和久(茨城高等学校)

【相談員の連絡先等の変更】

長野県の相談員の所属学校及び連絡先電話番号が次のとおりになりました。

長野県 丸山 正樹(松本秀峰中等教育学校)
 ☎0263(31)8311

加入者向広報「レター」7月号と平成22年版「事務の手引」を7月初旬に学校法人等あてに送付します。「レター」の送付部数は、5月末現在の加入者数(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含む)となります。

6月の共済業務スケジュール

1日(火)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 5月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
21日(月)	貯金 送金
22日(火)	貸付 送金
25日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(月)	掛金 5月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 6月定期償還口座振替(自振校のみ)
	掛金 5月分納期限
30日(水)	貸付 7月22日送金申し込み締め切り 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り

7月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 6月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
10日(土)	「標準給与基礎届書」提出期限
15日(木)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
 ☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

学術研究振興基金寄付者芳名

このたび、学術研究振興基金に対し、
(社)日本工業倶楽部 様
 からご寄付をいただきました。
 当基金へのご協力に心から御礼を申し上げます。

当基金は、私立大学等の学術研究に助成を行うことを目的として設立されたもので、本事業団が広く一般から受け入れた寄付金を基金として運用し、その運用益を「学術研究振興資金」として、優れた学術研究に対し交付しています。

昭和50年度に当基金が創設されて以来、皆様から格別のご理解とご支援を賜り、お陰様で、平成22年5月末現在の基金保有額は53億7,998万円、資金交付累計額は68億9,018万円となりました。

本事業団では、当基金をさらに充実させ、私立学校の発展に貢献してまいりたいと考えております。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

助成部 寄付金課
 ☎03 (3230) 7315・7316
 Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご利用ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。また、提出の際にも事務手続きの簡略化のため「電子窓口」をご利用ください（一部、紙媒体での提出の場合があります）。

助成部 補助金課
 ☎03 (3230) 7300~7311
 Eメール hojokin@shigaku.go.jp

学校法人基礎調査提出のお願い

学校法人基礎調査の提出については、インターネットを利用した「基礎調査票 e-マネージャ」による作成・提出をお願いしています。

6月30日(水) 提出締め切り

〔文部科学大臣所轄法人（大学・短期大学・高等専門学校法人用）〕

○教員数（大学院担当等）・職員内訳等教職員数一元化調査、財務関係等

〔知事所轄法人（高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人用）〕

○学校法人の概要、人数、財務関係等全帳票

☆添付書類

文部科学大臣・知事所轄法人ともに、決算関係書類（平成21年度計算書類及び附属明細表）をe-マネージャとは別途郵送にて私学情報室までご提出ください。

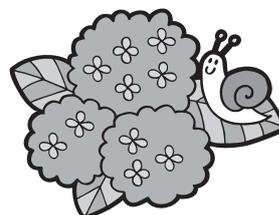
なお、22年度より「基礎調査票 e-マネージャ」の利用可能時間が拡大され、原則終日ご利用できるようになりました。ただし、月曜日が祝日等で休日の場合などは、土曜日の正午から火曜日の午前9時までの間は休止させていただきますのでご注意ください。

※詳しくは、「平成22年度学校法人基礎調査の入力要領」をご覧ください。

私学経営情報センター 私学情報室
 ☎03 (3230) 7840~7843
 Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

本誌平成22年5月号（VOL.149）の「INFORMATION」の人事異動の記事において、追加がありましたので、お知らせします。

◆会館（平成22年4月1日付）
 北海道会館館長 大西広一
 （九州会館館長）



宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

仙台市内の観光スポットを「るーぷる仙台」でスムーズに

「るーぷる仙台」は、仙台市内のおすすめスポットを約1時間で循環します。1日乗車券があればどこからでも乗り降り自由です。レトロ感あふれるバスに乗って、杜の都を存分にお楽しみください。



るーぷる仙台

1泊2食 宿泊プラン

1泊2食 1名様 **8,500円**

- ・夕食は和食・洋食からお選びいただけます。
- ・チェックイン13:00、チェックアウト11:00と最大22時間ステイでゆっくりとご滞在いただけます。
- 禁煙ルーム（要予約）もご用意いたします。

1泊朝食 宿泊プラン

- ・シングルAタイプ 1名様 **5,800円**
- ・シングルBタイプ 1名様 **6,000円**
- 禁煙ルーム（要予約）もご用意いたします。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
仙台カーテンパレス

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 (JR「仙台」駅東口より徒歩3分)
 ☎022 (299) 6211
<http://www.hotelgp-sendai.com>

融資事業のご案内

平成22年度融資のご相談お待ちしております!

本年度も私立学校の施設・設備の整備を支援する、固定金利で長期の事業団融資をご活用ください。
 平成22年度融資事業計画

融資費目	対象となる事業内容	22年度 計画額	融資金利（平成22年5月19日現在）	
			20年以内 （うち据置2年）	10年以内 （据置年数2年以内含む）
一般施設費	①校（園）舎、体育館、講堂等の建築事業	百万円	%	%
	②校地等買収、造成事業		1.9	
	③私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定された事業にかかる施設の整備事業	47,700	1.6	1.2
	④次世代型学校施設の整備事業		1.7	
	⑤温暖化対策のための整備事業		1.6	
	⑥防災（耐震）機能強化の改修事業		1.6	
特別施設費	①寄宿舎、国際交流会館、附属病院等の建築、用地買収事業	40,100	2.0	1.3
	②障がい者の利便をはかるために校舎等を改修する事業		1.6	
災害復旧費	風水害、地震等による災害復旧事業	100	1.2	—
公害対策費	騒音、アスベスト等の公害防止対策のための施設整備事業	100	1.6	—
教育環境 整備費	①机、椅子、図書等の校教具の購入 ※対象学校は幼稚園、特別支援学校、専修学校	2,000	0.7	5年6か月以内 （うち据置6か月）
	②実験・実習用機器、通園バス等1個又は1組の価格が500万円以上の機器 備品・装置、車両等の購入		1.2	10年以内 （うち据置2年）
	③「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象設備・備品		0.9	
	④過疎地の高等学校の経営に必要な資金		0.9	
	⑤経営困難校を支援する法人が一時的に要する資金		0.7	5年6か月以内 （うち据置6か月）

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

ご相談はお早目にどうぞ!!

問い合わせ先
 （私学振興事業本部）

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp



伝統を物語る神戸女学院大学のキャンパス

神戸女学院は、今年創立135年を迎えます。揺るぎない伝統と、緑に囲まれた美しい学び舎で「愛神愛隣」の精神と自立心を育てます。